

[1] 大和高田市立病院清掃業務委託仕様書

第 1 章 総則

第 2 章 清掃業務「清掃業務実施要領」

第 1 章 総 則

1. 目的

大和高田市立病院（以下「市立病院」という。）の施設を常に良好な環境に保つことを目的とする。

2. 業務の内容

市立病院の内外観及び機能を永続的に維持できるような総合清掃業務

3. 用語の意義

この仕様書における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 市立病院とは、市立病院敷地内にある建物（看護専門学校、看護師宿舎を除く。）及び敷地（駐車場含む。）並びに医療職員住宅をいう。
- (2) 甲とは委託者をいい、乙とは受託者をいう。
- (3) 市担当職員とは、甲に属する職員で市立病院施設管理担当者をいい、作業員とは、乙に属するもので清掃業務に従事する者をいう。

4. 指示事項

- (1) この仕様書は、清掃業務の大綱を示すものであるから、仕様書に定めのない事項又は疑義の生じる事項であっても、甲が管理上必要と認めた作業は委託金額の範囲内で、甲の指示に従って実施するものとする。
- (2) 乙は、病院施設の特異性を認識し、作業員を厳選するものとする。
- (3) 勤務状態不良その他の理由により、甲が作業員を不相当と認めたときは、甲は乙に作業員の変更を命ずることができる。
- (4) 作業員が病気又は事故等により勤務できないときは、乙は直ちに補助作業員を確保し業務に支障がないように措置をとらなければならない。
- (5) 乙は、受託責任者 1 名を選び市担当職員との連絡を密にするとともに、作業員の監督に当たらなければならない。
- (6) 乙及び作業員は、職務上知り得た秘密又は情報を外部に漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。
- (7) 乙は、毎日業務終了後、勤務内容等を記載した書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。（別紙 2 参照）

- (8) 乙は作業員に対し、「清掃業務実施要領」及び清掃機械器具等の仕様に必要な訓練を十分に行い作業中における事故、建物備品等の損傷防止には注意させること。
- (9) 勤務日は原則として次のとおりとする。
 - ① 1月1日、1月2日及び甲が認める日を除くすべての日とする。
 - ② 月曜日から土曜日は通常業務（別紙1 清掃作業基準表による毎日清掃）とし、日曜日、国民の休日及び年末年始については業務に支障をきたさないよう勤務態勢を整え、常に清潔を保つこととする。
- (10) 業務の実施にあたっては新型コロナウイルス感染症等の院内感染を防止すべく、作業員各々が感染防止に努め、また感染者や感染の疑いのある者となった場合には市担当職員へ報告するとともに、出勤等の取扱いについては当院の感染対策方針に従うこと。

5. 受託責任者の選任及び責務

- (1) 請負業者は、業務の履行に際し請負者を代理として従事者を直接指揮命令する受託責任者を選任し、発注者に書面をもって届け出る。
- (2) 受託責任者は市担当職員と連絡を密にするとともに、作業員の監督にあたらなければならない。
- (3) 受託責任者は市担当職員から指示があったときは、ただちに必要な措置をとらなければならない。
- (4) 受託責任者は他の作業員と適宜業務打合せ会議を開催し、本業務の適正な遂行を図るものとする。
- (5) 受託責任者は、清潔・汚染区域を把握し、その特性に関して業務の行う者に対して指導をおこなうものとする。
- (6) 受託責任者は、業務中における事故及び建物・備品等の損傷防止等に注意させるものとする。
- (7) 受託責任者は、市担当職員の指示を受け、業務の指導及び現場監督を行い、清掃業務の完遂を期するよう努めなければならない

6. 作業員の職務

- (1) 作業員の服装は、甲があらかじめ認めたものを着用し、名札をつけること。
- (2) 作業員は、担当業務に精通するとともに、常に規則を守り品位を保持し、明朗親切にすること。
- (3) 作業員は、業務にあたり甲の業務に支障が生じないように十分に注意して行うとともに、衛生、防火管理面にも注意すること。
 - ① 作業は静粛に行い、ごみ、埃等を発散させないこと。
 - ② 清掃器具の使用にあたっては施設、設備等による損傷等のないように注意すること。損傷を与えた場合又は損傷を見つけた場合はただちに市担当者に連絡するものとする。
 - ③ 水の使用にあたっては、適量を使用し、人や施設及び設備にしぶきを掛けないよう注意すること。また床洗浄等の際にも床内部への浸透をできるだけ防止するよう努めること。

- ④ 防火管理については、防火管理者の定める消防計画に従うこと。
- ⑤ 施設、設備又はその付近に、火災その他の事変が生じたとき、又は発生が予測されるときは、ただちに関係者に連絡し、臨機の措置をとること。
- ⑥ 電気の使用については、必要最小限にとどめ、特に照明は必要な箇所以外は作業終了後直ちに消灯すること。
- ⑦ 燃えるごみ、ガラス瓶、缶類、ペットボトル等は分別し、毎日所定の場所まで排出し、クリーンセンターまで運搬すること。
- ⑧ 個人情報が含まれる書類等の廃棄については取扱いに十分注意し、クリーンセンターまで運搬すること。また確実に処分されたかを確認すること。
- ⑨ 各階スタッフステーション及び各外来等から排出される医療廃棄物を毎日所定の場所まで運搬すること。

7. その他

- (1) 本業務に必要な機器材（廃棄物運搬自動車等含む。）及び諸材料（トイレットペーパー、ゴミ袋などの消耗品含む。）は乙の負担とする。
- (2) 病院正面玄関、西側玄関他各出入り口に設置する色織り薄型マット、人工芝マット等の除塵マットは乙の負担とする。
- (3) 雨天時に使用する傘立、傘用ビニール袋配布台、傘用ビニール袋、傘用ビニール袋廃棄用ゴミ箱等は乙の負担とする。
- (4) 業務に使用する器具・材料等はあらかじめ甲の承諾を受けたものを使用すること。
- (5) 本業務遂行のため甲が提供した施設、物品等は常に整理整頓し、衛生的にも良好な状態で使用すること。

第2章 清掃業務

1. 任務

市立病院の良好な環境を保持するため、建物内及び建物周辺の清掃と敷地内の除草作業を行う。乙は、常に計画的に作業を行うとともに、清掃効果を十分発揮するよう留意すること。

2. 作業員の構成等

- (1) 別紙1 清掃作業基準表を実施するのに必要な人員とする。
- (2) 施設の公共性を十分認識している者で健康な者とする。

3. 業務の基準

- (1) 清掃は、日常清掃・随時清掃・定期清掃とし、詳細は「清掃業務実施要領」による。

(2) 日常清掃

- ① 土曜日を除く休診日及び市立病院の指定する日を除き、別紙1 清掃作業基準表により毎日清掃する。市立病院の業務、来院者の施設利用等に支障のないよう注意すること。
- ② 作業時間は原則として午前8時から午後5時までの間とするが、状況に応じて受託責任者に別途指示するものとする。ただし、土曜日を除く休診日及び市立病院の指定する日を除き、午前8時から午後5時までの間においては、いずれの時間においても、1人以上の作業員を常駐させるものとする。
- ③ 各外来診療科は診療開始前に清掃作業を完了すること。また各外来診療科及び救急処置室などは入念に作業を行うこと。
- ④ 作業基準は別紙1 清掃作業基準表によるが、これに定める作業回数等はすべて標準的なものであり、使用度数、汚れの度合いにより適宜回数を調整し全体として美観を保つよう指示することがある。

(3) 随時清掃

- ① 別紙1 清掃作業基準表により実施する。
- ② 日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去及びゴミ収集等を行う。

(4) 定期清掃

- ① 別紙1 清掃作業基準表により実施する。
実施日、実施工程等については市担当職員と協議し、市立病院の業務、来院者の施設利用等に支障のないように注意すること。
- ② 作業基準は別紙1 清掃作業基準表によるが、これに定める作業回数等はすべて標準的なものであり、使用度数、汚れの度合いにより適宜回数を調整し全体として美観を保つよう指示することがある。

清掃業務実施要領

本実施要領は、第2章第3項に基づき、清掃業務の実施に関し必要な事項を定める。

1. 作業範囲及び作業内容

- (1) 清掃を行う範囲及び作業内容は「別紙1実施基準表」、「別紙3病院配置図」、「別紙4駐車場配置図」及び「別紙5医療職員住宅配置図」に示すものとする。
- (2) 手術室（清潔区域）、中央監視室、機械室、ボイラー室（西・東館）、電気室（西・東館）は、対象外とする。
- (3) 東館5階病棟の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者の入院区画等については、所定の集積場間の感染性廃棄物の搬送業務を除き、対象外とする。ただし、新型コロナウイルス感染症患者の入院区画の変更等、新型コロナウイルス感染症に係る当院の運用の変更があった場合には、甲乙協議の上、取扱いを決定するものとする。

2. 日常清掃

(1) 共通事項

- ① 軽易に移動し得る椅子、衝立等の什器備品類は移動した上、入念に清掃すること。
また、消火器等消防設備が近くにある場合は注意を要すること。
- ② 床以外の清掃、たとえば間仕切り・側壁・ドア等を清掃するに際しては、材質が何であるかを確認の上、適正な清掃方法をとるものとする。
- ③ 内装ガラスを清拭すること。
- ④ 電話機は常に乾拭きし除塵すること。
- ⑤ 鏡は柔らかい布で乾拭きし、必要に応じ適正な洗剤で磨くこと。
- ⑥ その時々状況に応じ、本領域に示すもの以外についても臨機に適切な処置、作業をすること。
- ⑦ 毎日適宜パトロールを行い、汚れているところを重点的に清掃すること。

(2) 病棟

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面、カーペット等に付着した血液・膿・喀痰等の汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ 手摺り、ドアノブ等を消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 茶殻、紙くず等は、所定の容器に取り集め、所定の場所に排出すること。

- ⑧ ガス器具類は適切な洗剤又は薬品を用いて磨き上げること。
- ⑨ 流し台は乾拭き又は中性洗剤等で洗浄すること。
- ⑩ 患者の私物等に十分注意し、迷惑のかからないよう清掃する。
- ⑪ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(3) 外来関係

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面、カーペット等に付着した血液・膿・喀痰等の汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ 手摺り、ドアノブ等を消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑧ 外来用関係備品等（特にコンピューター関係備品）に十分注意して業務を行うこと。
- ⑨ 患者に迷惑がかからないよう十分に注意すること。
- ⑩ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(4) 薬剤部関係

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 手摺り、ドアノブ等を消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑦ 薬剤部関係備品等（特にコンピューター関係備品）に十分注意して業務を行うこと。
- ⑧ 薬剤部の業務に支障のないよう十分に注意すること。
- ⑨ 薬剤等に十分に注意し業務を行うこと。
- ⑩ 不要なダンボール等がある場合はすみやかに処分すること。
- ⑪ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(5) 臨床技術科関係

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。

- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面、カーペット等に付着した血液・膿・喀痰等の汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ 手摺り、ドアノブ等を消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑧ 臨床技術科関係備品等（特にコンピューター関係備品）に十分注意して業務を行うこと。
- ⑨ 臨床技術科の業務に支障のないよう十分に注意すること。
- ⑩ 薬品・試薬等に十分に注意すること。
- ⑪ 不要なダンボール等がある場合はすみやかに処分すること。
- ⑫ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

（6）放射線技術科、南館放射線治療室関係

- ① 床面については、ゴミ・塵芥・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面、カーペット等に付着した血液・膿・喀痰等の汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ 手摺り、ドアノブ等を消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑧ 放射線技術科関係備品等（特にコンピューター関係備品）に十分注意して業務を行うこと。
- ⑨ 放射線技術科の業務に支障のないよう十分に注意すること。
- ⑩ 放射線技術科の機械、器具に十分に注意し業務を行うこと。
- ⑪ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

（7）事務室他諸室関係

- ① 床面については、ゴミ・塵芥・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。カーペット床については、ゴミ・塵芥・埃を真空掃除機を使用して取り除くこと。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面、カーペット等に付着した血液・膿・喀痰等の汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ 手摺り、ドアノブ等を消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。

- ⑧ 備品等（特にコンピューター関係備品）に十分注意して業務を行うこと。
- ⑨ 各部署の業務に支障のないよう十分に注意すること。
- ⑩ 各部署の機械、器具に十分に注意し業務を行うこと。
- ⑪ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

（8）大会議室

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除くこと。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ④ 壁面、カーペット等に付着した汚染には消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑤ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

（9）廊下・ロビー・階段

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面、カーペット等に付着した血液・膿・喀痰等の汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ 手摺り、ドアノブ等を消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 設置されたゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑧ ゴミ箱が汚れている場合は、洗剤を入れた溶液に浸したウエス等で清拭すること。
- ⑨ 患者に迷惑のかからないよう十分に注意すること。
- ⑩ 玄関等の出入口ドア及びその付近のガラス等は常に乾拭又は適正な洗剤を使用し、見苦しくないよう努めること。
- ⑪ 各出入口のマット類は材質に応じ水洗いし、清潔かつ見苦しくないよう努めること。
特に雨天時には入念に清掃を行うこと。
- ⑫ 床清掃作業の際（機械使用時）にはコードによる転倒事故や騒音発生に注意すること。

（10）トイレ・洗面所

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面、カーペット等に付着した血液・膿・喀痰等の汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に

浸したクロス（布）で清拭すること。

- ⑥ 手摺り、ドアノブ、配管等を消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 便器、洗面器等衛生陶器やタイル（床、壁）の清掃に際しては、それらの表面の光沢を損なわないよう適正な洗剤を使用すること。
- ⑧ 洋式便器の洗浄に関しては中性洗剤で行い、酸性洗剤は使用しないこと。
- ⑨ 石けん水、トイレトペーパー等は随時点検し、補充すること。
- ⑩ 便所の汚物入れ等は内容物をポリ袋に入れて所定の場所に運び、完全な処理をし、容器の洗浄、消毒を行う。
- ⑪ 清掃時に動かしたゴミ箱、汚物入れ等調度類を元の場所に戻し整頓すること。

（1 1）浴室・シャワー室

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 浴室は、浴槽用洗剤を使用し、浴槽、床、壁を洗剤洗浄すること。
- ④ 手摺り、ドアノブ、配管等を消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑤ 浴槽、洗面器等衛生陶器やタイル（床、壁）の清掃に際しては、それらの表面の光沢を損なわないよう適正な洗剤を使用すること。
- ⑥ 排水口の清掃を行うこと。

（1 2）エレベーター

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア及び内壁の汚れは洗剤で除去し乾拭きすること。
- ⑤ ドアレール及び踏板は異物等の除去を行う。清掃に際しては水気の使用は避けること。
- ⑥ 金属部分は見苦しくないよう磨き上げること。

（1 3）ゴミ置場・物置場（外部ゴミ置場を含む）

- ① ハエ、ネズミ等が繁殖しないよう、また悪臭を放たないよう、常に清掃、消毒に努めること。

（1 4）屋上、階段、ベランダ及び軒下廻り

- ① 随時見回り、床面、壁面、天井等に吹き溜まり、クモの巣、著しい汚れがないよう適宜適正な清掃を行うこと。特にドレン排水口は詰まらないよう適宜清掃を行うこと。

- ② 必要に応じて水洗いすること。

(15) 建物外周

- ① 随時巡回し、空き缶、ゴミくず、落葉等の拾い掃きをする。
- ② 散水は植木等の育成に適した時間帯に行うものとし、飛散などにより来院者等に迷惑をかけないように注意する。
- ③ 草刈り及び草引きを随時行う。
- ④ 排水溝については、詰まることのないように随時清掃すること。

(16) 立体駐車場

- ① 随時巡回し、空き缶、ゴミくず、落葉等の拾い掃きをする。
- ② 散水は植木等の育成に適した時間帯に行うものとし、飛散などにより一般市民等に迷惑をかけないように注意すること。
- ③ 草刈り及び草引きを随時行う。
- ④ 排水溝については、詰まることのないように随時清掃すること。

3. 定期清掃業務

(1) 床清掃

表面洗浄作業（石、磁気タイル、長尺シート、Pタイル床等）

- ① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は適正な養生をおこなう。
- ② 床面の除塵を行う。
- ③ 床面に適当に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
- ④ 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑦ 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。
- ⑧ 樹脂床維持材の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。
- ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

シャンプークリーニング

- ① 作業のじゃまになるものをかたづけること。
- ② 床面を真空掃除機で除塵すること。
- ③ 必要に応じシミ抜きをすること。
- ④ カーペットの材質に応じて、適切な方法によりクリーニングすること。
- ⑤ ウェットバキュームをかけ洗浄液を吸い取ること。
- ⑥ 乾燥後、もう一度真空掃除機により起毛、製毛作業を行うこと。

(2) ガラス等の清掃

外窓ガラス

- ① 外窓ガラス、網戸は6ヶ月に1回清掃すること。
- ② ガラスは両面とも適正な洗剤を用いて拭き、さらに乾拭きして仕上げること。
- ③ サッシは水洗いとするが、汚れのひどいときは適正な洗剤を用いて仕上げること。

防煙タレ壁

- ① 防煙タレ壁は1年に1回清掃すること。
- ② 防煙タレ壁は、両面とも適正な洗剤を用いて拭き、さらに乾拭きして仕上げること。

一般照明器具（外部灯、誘導灯含む）

- ① 照明器具は1年に1回清掃すること。
- ② 管球を取り外し、水雑布でチリを取る。

一般吸排気口

- ① アネモ、ガラリ等は1年に1回清掃すること。
- ② 水雑布でチリを取り中性洗剤で汚れを取り、水拭きし、仕上げを行う。

室名板の清掃（外部院名板、掲示板含む）

- ① 室名板、看板は1年に1回清掃すること。
- ② 水拭きし、汚れを除去すること。必要に応じて適正な洗剤を用いること。

4. その他清掃及び作業

(1) 雨天時対応（正面玄関・西玄関・南職員通用門）

- ① 雨天時に使用する傘立て、傘用ビニール袋、傘用ビニール袋配布台、傘用ビニール袋廃棄用ゴミ箱を所定の場所に設置すること。
- ② 雨水で汚れが目立つ箇所の乾拭きを行うこと。

(2) 医療職員住宅

- ① 医師住宅敷地内の除草を随時行う。
- ② 単身者住宅敷地内の除草を随時行う。

5. 特別清掃業務

甲は必要に応じ、日常・定期清掃以外に臨時に特別清掃を指示することができる。ただし、事前に甲乙協議のうえ実施するものとする。

[2] 大和高田市立病院看護師宿舎清掃業務委託仕様書

第1章 総則

第2章 清掃業務「清掃業務実施要領」

第1章 総則

1. 目的

大和高田市立病院看護師宿舎（以下「宿舎」という。）の施設を常に良好な環境に保つことを目的とする。

2. 業務の内容

宿舎の内外観及び機能を永続的に維持できるような総合清掃業務

3. 用語の意義

この仕様書における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 甲とは委託者をいい、乙とは受託者をいう。
- (2) 市担当職員とは、甲に属する職員で市立病院施設担当者をいい、作業員とは、乙に属するもので清掃業務に従事する者をいう。

4. 指示事項

- (1) この仕様書は、清掃業務の大綱を示すものであるから、仕様書に定めのない事項又は疑義の生じる事項であっても、甲が管理上必要と認めた作業は委託金額の範囲内で、甲の指示に従って実施するものとする。
- (2) 乙は、宿舎施設の特殊性を認識し、作業員を厳選するものとする。
- (3) 勤務状態不良その他の理由により、甲が作業員を不相当と認めたときは、甲は乙に作業員の変更を命ずることができる。
- (4) 作業員が病気又は事故等により勤務できないときは、乙は直ちに補助作業員を確保し業務に支障がないように措置をとらなければならない。
- (5) 乙及び作業員は、職務上知り得た秘密又は情報を外部に漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。
- (6) 乙は、毎日業務終了後、勤務内容等を記載した書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。（別紙2参照）
- (7) 乙は作業員に対し、「清掃業務実施要領」及び清掃機械器具等の使用に必要な訓練を十分に行い、作業中における事故、建物備品等の損傷防止には注意させること。
- (8) 勤務日は、原則として土曜日を除く病院休診日を除く日とし、常に清潔を保つものとする。

る。

- (9) 業務の実施にあたっては新型コロナウイルス感染症等の院内感染を防止すべく、作業員各々が感染防止に努め、また感染者や感染の疑いのある者となった場合には市担当職員へ報告するとともに、出勤等の取扱いについては当院の感染対策方針に従うこと。

5. 作業員の職務

- (1) 作業員の服装は、甲があらかじめ認めたものを着用し、名札をつけること。
- (2) 作業員は、担当業務に精通するとともに、常に規則を守り品位を保持し、明朗親切にすること。
- (3) 作業員は、業務にあたり甲の業務に支障が生じないように十分に注意して行うとともに、衛生、防火管理面にも注意すること。
- ① 作業は静粛に行い、ごみ、埃等を発散させないこと。
- ② 清掃器具の使用にあたっては施設、設備等による損傷等のないように注意すること。損傷を与えた場合又は損傷を見つけた場合はただちに市担当者に連絡するものとする。
- ③ 水の使用にあたっては、適量を使用し、人や施設及び設備にしぶきを掛けないよう注意すること。また床洗浄等の際にも床内部への浸透をできるだけ防止するよう努めること。
- ④ 施設、設備又はその付近に、火災その他の事変が生じたとき、又は発生が予測されるときは、ただちに関係者に連絡し、臨機の措置をとること。
- ⑤ 電気の使用については、必要最小限にとどめ、特に照明は必要な箇所以外は作業終了後直ちに消灯すること。
- ⑥ ガラス瓶、缶類、燃えるゴミ等は分別し、毎日所定の場所まで排出すること。
- (4) 作業員は本業務を円滑かつ効率的に行えるよう努めなければならない。
- (5) 作業員は市担当職員から指示があったときは、ただちに必要な措置をとるものとする。
- (6) 作業員は、業務中における事故及び建物・備品等の損傷防止等に注意するものとする。

6. その他

- (1) 本業務に必要な機器材（廃棄物運搬自動車等含む。）及び諸材料（トイレットペーパー、ゴミ袋などの消耗品含む。）は乙の負担とする。
- (2) 玄関出入り口に設置する色織り薄型マット、人工芝マット等の除塵マットは乙の負担とする。
- (2) 業務に使用する器具・材料等はあらかじめ甲の承諾を受けたものを使用すること。
- (3) 本業務遂行のため甲が提供した施設、物品等は常に整理整頓し、衛生的にも良好な状態で使用すること。

第2章 清掃業務

1. 任務

宿舍の良好な環境を保持するため、清掃作業を行う。

乙は常に計画的に作業を行うとともに、清掃効果を十分に発揮するよう留意すること。

2. 作業員の構成等

(1) 施設の公共性を十分認識している者で健康な者とする。

3. 業務の基準

(1) 清掃は、日常清掃・随時清掃・定期清掃とし、詳細は「清掃業務実施要領」による。

作業に不十分な点があると甲が認めた場合は、市担当職員の指示に従い完全な清掃を行う。

(2) 日常清掃

① 土曜日を除く病院の休診日及び甲の指定する日を除き、別紙1 清掃作業基準表により毎日清掃する。

② 作業時間は原則として午前8時から午後5時までの間とする。

③ 作業基準は別紙1 清掃作業基準表によるが、これに定める作業回数等はすべて標準的なものであり、使用度数、汚れの度合いにより適宜回数を調整し全体として美観を保つよう指示することがある。

(3) 随時清掃

① 別紙1 清掃作業基準表により実施する。

② 日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去及びゴミ収集等を行う。

(4) 定期清掃

①別紙1 実施基準表により実施する。

実施日、実施工程等については市担当職員と協議し、市立病院の業務、来院者の施設利用等に支障のないように注意すること。

② 作業基準は、別紙1 実施基準表によるが、これに定める作業回数等はすべて標準的なものであり、使用度数、汚れの度合いにより適宜回数を調整し全体として美観を保つよう指示することがある。

清掃業務実施要領

本実施要領は、第2章第3項に基づき、清掃業務の実施に関し必要な事項を定める。

1. 作業範囲及び作業内容

(1) 清掃を行う範囲及び作業内容は、別紙1実施基準表に示すものとする。

2. 日常清掃

(1) 共通事項

- ① 軽易に移動し得る椅子、衝立等の什器備品類は移動した上、入念に清掃すること。
また、消火器等消防設備が近くにある場合は注意を要すること。
- ② 床以外の清掃、たとえば間仕切り・側壁・ドア等を清掃するに際しては材質が何であることを確認の上、適正な清掃方法をとるものとする。
- ③ 内装ガラスを清拭すること。
- ④ 鏡は柔らかい布で乾拭きし、必要に応じ適正な洗剤で磨くこと。
- ⑤ その時々状況に応じ、本領域に示すもの以外についても臨機に適切な処置、作業をすること。

(2) 廊下・ホール（カーペット）

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除くこと。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ④ 壁面、カーペット等に付着した汚染は洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑤ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(3) 玄関・階段

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面等に付着した汚染は洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ ドアのノブ等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 出入口のマット類は材質に応じ水洗いし、清潔かつ見苦しくないよう努めること。
特に雨天時には入念に清掃を行うこと。
- ⑧ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(4) 2階女子職員更衣室（西側女子職員更衣室、東側医療事務女子更衣室）

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面等に付着した汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ ドアのノブ等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること
- ⑦ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑧ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(5) トイレ・洗面洗濯室

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面等に付着した汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ ドアのノブ等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑧ 便器、洗面器等衛生陶器やタイル（床、壁）の清掃に際しては、それらの表面の光沢を損なわないよう適正な洗剤を使用すること。
- ⑨ 洋式便器の洗浄に関しては中性洗剤で行い、酸性洗剤は使用しないこと。
- ⑩ 石けん水、トイレットペーパー等は随時点検をし、補充すること。
- ⑪ 便所の汚物入れ等は内容物をポリ袋に入れて所定の場所に運び、完全な処理をし、容器の洗浄、消毒を行うこと。
- ⑫ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(6) 浴室（3階）

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 浴室は、浴槽用洗剤を使用し、浴槽、床、壁を洗剤洗浄すること。
- ④ ドアのノブ、配管等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること
- ⑤ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。

- ⑥ 浴槽、洗面器等衛生陶器やタイルの清掃に際しては、それらの表面の光沢を損なわないよう適正な洗剤を使用すること。
- ⑦ 排水口の清掃を行うこと。

(7) 仮眠室・事務室・1階男子更衣室

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面等に付着した汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ ドアのノブ等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること
- ⑦ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑧ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(8) 作法室

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除くこと。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面、畳等に付着した汚染は洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑦ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(9) 物干し場・屋外階段・ベランダ及び軒下廻り

- ① 随時見回り、床面、壁面、天井等に吹き溜まり、クモの巣、著しい汚れがないよう適宜適正な清掃を行うこと。特にドレン排水口は詰まらないよう適宜清掃を行うこと。
- ② 必要に応じて水洗いすること。

(10) 建物外周

- ① 排水溝については、詰まることのないように随時清掃すること。

3. 定期清掃業務

(1) 床清掃

表面洗浄作業（磁気タイル、長尺シート、Pタイル床等）

- ① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は適正な養生をおこなう。

- ② 床面の除塵を行う。
- ③ 床面に適当に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。
- ④ 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑦ 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。
- ⑧ 樹脂床維持材の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。
- ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

シャンプークリーニング（カーペット床）

- ① 作業のじゃまになるものをかたづけること。
- ② 床面を真空掃除機で除塵すること。
- ③ 必要に応じシミ抜きをすること。
- ④ カーペットの材質に応じて、適切な方法によりクリーニングすること。
- ⑤ ウェットバキュームをかけ洗浄液を吸い取ること。
- ⑥ 乾燥後、もう一度真空掃除機により起毛、製毛作業を行うこと。

（2）ガラス等の清掃

外窓ガラス

- ① 外窓ガラス、網戸は6ヶ月に1回清掃すること。
- ② ガラスは両面とも適正な洗剤を用いて拭き、さらに乾拭きして仕上げること。
- ③ サッシは水洗いとすが、汚れのひどいときは適正な洗剤を用いて仕上げること。

一般照明器具（外部灯、誘導灯含む）

- ① 照明器具は1年に1回清掃すること。
- ② 管球を取り外し、水雑布でチリを取ること。

4. 特別清掃業務

甲は必要に応じ、日常・定期清掃以外に臨時に特別清掃を指示することができる。ただし、事前に甲乙協議のうえ実施するものとする。

[3] 大和高田市立看護専門学校清掃業務委託仕様書

第1章 総則

第2章 清掃業務「清掃業務実施要領」

第1章 総則

1. 目的

大和高田市立看護専門学校（以下「学校」という。）の施設を常に良好な環境に保つことを目的とする。

2. 業務の内容

学校の内外観及び機能を永続的に維持できるような総合清掃業務

3. 用語の意義

この仕様書における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 甲とは委託者をいい、乙とは受託者をいう。
- (2) 市担当職員とは、甲に属する職員で市立病院施設担当者をいい、作業員とは、乙に属する者で清掃業務に従事するものをいう。

4. 指示事項

- (1) この仕様書は、清掃業務の大綱を示すものであるから、仕様書に定めのない事項又は疑義の生じる事項であっても、甲が管理上必要と認めた作業は委託金額の範囲内で、甲の指示に従って実施するものとする。
- (2) 乙は、学校施設の特殊性を認識し、作業員を厳選するものとする。
- (3) 勤務状態不良その他の理由により、甲が作業員を不相当と認めたときは、甲は乙に作業員の変更を命ずることができる。
- (4) 作業員が病気又は事故等により勤務できないときは、乙は直ちに補助作業員を確保し業務に支障がないように措置をとらなければならない。
- (5) 乙及び作業員は、職務上知り得た秘密又は情報を外部に漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。
- (6) 乙は、毎日業務終了後、勤務内容等を記載した書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。（別紙2参照）
- (7) 乙は作業員に対し、「清掃業務実施要領」及び清掃機械器具等の使用に必要な訓練を十分に行い、作業中における事故、建物備品等の損傷防止には注意させること。
- (8) 勤務日は、原則として土曜日を除く病院休診日を除く日とし、常に清潔を保つものとする。

る。

- (9) 業務の実施にあたっては新型コロナウイルス感染症等の院内感染を防止すべく、作業員各々が感染防止に努め、また感染者や感染の疑いのある者となった場合には市担当職員へ報告するとともに、出勤等の取扱いについては当院の感染対策方針に従うこと。

5. 作業員の職務

- (1) 作業員の服装は、甲があらかじめ認めたものを着用し、名札をつけること。
- (2) 作業員は、担当業務に精通するとともに、常に規則を守り品位を保持し、明朗親切にすること。
- (3) 作業員は、業務にあたり甲の業務に支障が生じないよう十分に注意して行うとともに、衛生、防火管理面にも注意すること。
 - ① 作業は静粛に行い、ごみ、埃等を発散させないこと。
 - ② 清掃器具の使用にあたっては、施設、設備等に損傷等のないように注意すること。損傷を与えた場合又は損傷を見つけた場合はただちに市担当者に連絡するものとする。
 - ③ 水の使用にあたっては、適量を使用し、人や施設及び設備にしぶきを掛けないよう注意すること。また、床洗浄等の際にも床内部への浸透をできるだけ防止するよう努めること。
 - ④ 施設、設備又はその付近に、火災その他の事変が生じたとき、又は発生が予測されるときは、ただちに関係者に連絡し、臨機の措置をとること。
 - ⑤ 電気の使用については、必要最小限にとどめ、特に照明は必要な箇所以外は作業終了後直ちに消灯すること。
 - ⑥ ガラス瓶、缶類、燃えるゴミ等は分別し、毎日所定の場所まで排出すること。
- (4) 作業員は本業務を円滑かつ効率的に行えるよう努めなければならない。
- (5) 作業員は市担当職員から指示があったときは、ただちに必要な措置をとるものとする。
- (6) 作業員は、業務中における事故及び建物・備品等の損傷防止等に注意するものとする。

6. その他

- (1) 本業務に必要な機器材（廃棄物運搬自動車等含む。）及び諸材料（トイレットペーパー、ゴミ袋などの消耗品含む。）は乙の負担とする。
- (2) 業務に使用する器具・材料等はあらかじめ甲の承諾を受けたものを使用すること。
- (3) 本業務遂行のため甲が提供した施設、物品等は常に整理整頓し、衛生的にも良好な状態で使用すること。

第2章 清掃業務

1. 任務

学校の良好な環境を保持するため、清掃作業を行う。

乙は常に計画的に作業を行うとともに、清掃効果を十分に発揮するよう留意すること。

2. 作業員の構成等

(1) 施設の公共性を十分認識している者で健康な者とする。

3. 業務の基準

(1) 清掃は、日常清掃・随時清掃・定期清掃とし、詳細は「清掃業務実施要領」による。

作業に不十分な点があると甲が認めた場合は、市担当職員の指示に従い完全な清掃を行う。

(2) 日常清掃

① 休校日及び甲の指定する日を除き、別紙1 清掃作業基準表により毎日清掃する。

② 作業時間は原則として午前8時から午後5時までの間とする。

③ 作業基準は別紙1 清掃作業基準表によるが、これに定める作業回数等はすべて標準的なものであり、使用度数、汚れの度合いにより適宜回数を調整し全体として美観を保つよう指示することがある。

(3) 随時清掃

① 別紙1 実施基準表により実施する。

② 日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去及びゴミ収集等を行う。

(4) 定期清掃

① 別紙1 実施基準表により実施する。

実施日、実施工程等については市担当職員と協議し、市立病院の業務、来院者の施設利用等に支障のないように注意すること。

② 作業基準は別紙1 実施基準表によるが、これに定める作業回数等はすべて標準的なものであり、使用度数、汚れの度合いにより適宜回数を調整し全体として美観を保つよう指示することがある。

清掃業務実施要領

本実施要領は、第2章第3項に基づき、清掃業務の実施に関し必要な事項を定める。

1. 作業範囲及び作業内容

(1) 清掃を行う範囲及び作業内容は、別紙1実施基準表に示すものとする。

2. 日常清掃

(1) 共通事項

- ① 軽易に移動し得る椅子、衝立等の什器備品類は移動した上、入念に清掃すること。
また、消火器等消防設備が近くにある場合は注意を要すること。
- ② 床以外の清掃、たとえば間仕切り・側壁・ドア等を清掃するに際しては、材質が何であるかを確認の上、適正な清掃方法をとるものとする。
- ③ 内装ガラスを清拭すること。
- ④ 鏡は柔らかい布で乾拭きし、必要に応じ適正な洗剤で磨くこと。
- ⑤ その時々状況に応じ、本領域に示すもの以外についても臨機に適切な処置、作業をすること。

(2) 玄関・ホール・廊下・階段

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除くこと。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面等に付着した汚染は洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ ドアのノブ等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑦ 出入口のマット類は材質に応じ水洗いし、清潔かつ見苦しくないよう努めること。特に雨天時には入念に清掃を行うこと。
- ⑧ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(3) トイレ

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面等に付着した汚染は洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ ドアのノブ、配管等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。

- ⑦ 便器、洗面器等衛生陶器やタイル（床、壁）の清掃に際しては、それらの表面の光沢を損なわないよう適正な洗剤を使用すること。
- ⑧ 洋式便器の洗浄に関しては中性洗剤で行い、酸性洗剤は使用しないこと。
- ⑨ 石けん水、トイレットペーパー等は随時点検をし、補充すること。
- ⑩ 便所の汚物入れ等は内容物をポリ袋に入れて所定の場所に運び、完全な処理をし、容器の洗浄、消毒を行うこと。
- ⑪ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(4) 教室(1)(2)(3)・書庫・閲覧室・教材標本室・会議室・保健室・看護実習準備室・看護実習室(1)・教材室・在宅看護実習準備室・男子更衣室・標本教材室

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面等に付着した汚染は洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ ドアのノブ等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること
- ⑦ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑧ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(5) 和室

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除くこと。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ④ 壁面、畳等に付着した汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑤ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑥ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(6) 講堂・カンファレンス室（カーペット）

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除くこと。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ④ 壁面、カーペット等に付着した汚染には消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑤ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(7) 看護実習室(2)・浴室

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 浴室は浴槽用洗剤を使用し、浴槽、床、壁を洗剤洗浄すること。
- ④ ドアのノブ、配管等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑤ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑥ 浴槽、洗面器等衛生陶器やタイル（床、壁）の清掃に際しては、それらの表面の光沢を損なわないよう適正な洗剤を使用すること。
- ⑦ 排水溝の清掃を行うこと。

(8) 屋外階段・ベランダ及び軒下廻り

- ① 随時見回り、床面、壁面、天井等に吹き溜まり、クモの巣、著しい汚れがないよう適宜適正な清掃を行うこと。特にドレン排水口は詰まらないよう適宜清掃を行うこと。
- ② 必要に応じて水洗いすること。

(9) 建物外周

- ① 排水溝については、詰まることのないように随時清掃すること。

(10) 教務室・応接室

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除き、消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したウェットモップで清拭すること。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 清拭中の床が乾くまでの間、滑らないように注意を喚起すること。
- ④ ドア上部、棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 壁面等に付着した汚染は洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑥ ドアのノブ等を洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること
- ⑦ 室内のゴミ箱のゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換すること。
- ⑧ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

(11) 校長室（カーペット）

- ① 床面については、ゴミ・塵茶・埃を真空掃除機を使用して取り除くこと。
- ② 床材の材質を考慮して、適切な清掃・清拭方法を決定し、清掃・清拭を行うこと。
- ③ 棧、壁面の上部等は専用のドライモップを使用して清掃を行うこと。
- ④ 壁面、カーペット等に付着した汚染は消毒剤・洗剤を入れた溶液に浸したクロス（布）で清拭すること。
- ⑤ 清掃時に動かした椅子や調度類を元の場所に戻し整頓すること。

3. 定期清掃業務

(1) 床清掃

表面洗浄作業（磁気タイル、長尺シート、Pタイル床等）

- ① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は適正な養生をおこなう。
- ② 床面の除塵を行う。
- ③ 床面に適当に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。
- ④ 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑦ 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。
- ⑧ 樹脂床維持材の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。
- ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

シャンプークリーニング（カーペット床）

- ① 作業のじゃまになるものをかたづけること。
- ② 床面を真空掃除機で除塵すること。
- ③ 必要に応じシミ抜きをすること。
- ④ カーペットの材質に応じて、適切な方法によりクリーニングすること。
- ⑤ ウェットバキュームをかけ洗浄液を吸い取ること。
- ⑥ 乾燥後、もう一度真空掃除機により起毛、製毛作業を行うこと。

(2) ガラス等の清掃

外窓ガラス

- ① 外窓ガラス、網戸は6ヶ月に1回清掃すること。
- ② ガラスは両面とも適正な洗剤を用いて拭き、さらに乾拭きして仕上げること。
- ③ サッシは水洗いとすが、汚れのひどいときは適正な洗剤を用いて仕上げること。

一般照明器具（外部灯、誘導灯含む）

- ① 照明器具は1年に1回清掃すること。
- ② 管球を取り外し、水雑布でチリを取ること。

4. 特別清掃業務

甲は必要に応じ、日常・定期清掃以外に臨時に特別清掃を指示することができる。ただし、事前に甲乙協議のうえ実施するものとする。